平成２０年度　第１回　新潟市地域包括支援センター運営協議会

次　　第

平成２０年１０月２１日（水）午後２時３０分～
新潟市役所　第１分館３階　１－３０１会議室

１　開　会

２　委嘱状交付

３　議　事

（１）会長選出，副会長指名

（２）地域包括支援センターの事業実施状況について

（３）その他

６　閉　会

平成２０年度　第１回新潟市地域包括支援センター運営協議会　席次

平成２０年１０月２１日（火）午後２時３０分～
市役所第１分館３階　１－３０１会議室

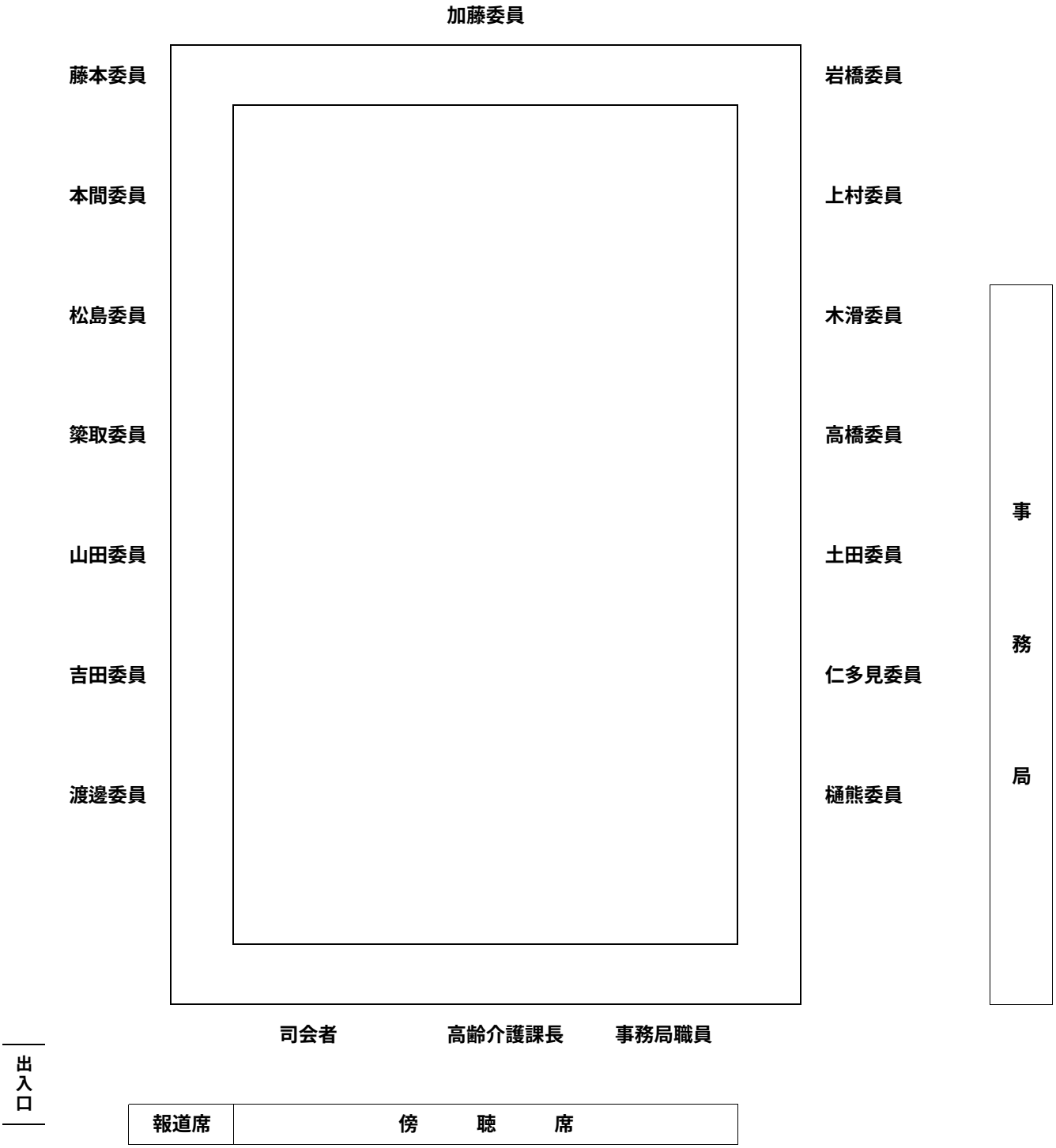

参　考

新潟市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

（設置）

第１条 介護保険法（以下「法」という。）第１１５条の３９に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置，運営，評価等に係る必要な事項を審議し，センターの公正・中立な運営を図るため，新潟市市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 運営協議会は，次に掲げる事項について審議する。

⑴ センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置，変更及び廃止並びに法第１１５条の３９に規定する包括的支援事業の実施を委託する法人の選定又は包括的支援事業の実施を委託する法人の変更

ウ 包括的支援事業の実施の委託を受けた者による介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業の実施

エ センターの設置者の申請により指定を受ける指定介護予防支援事業者が実施する指定介護予防支援について，その一部を委託できる指定居宅介護支援事業者の選定及び変更

⑵ センターの運営に関すること

ア 運営協議会は，毎年度ごとに，センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

① 当該年度の事業計画書及び収支予算書

② 前年度の事業報告書及び収支決算書

③ その他運営協議会が必要と認める書類

イ 運営協議会は，基準を作成した上で，定期的に又は必要な時に事業内容を評価するものとする。

⑶ 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築，包括的支援事業を支える地域資源の開発，その他の地域の支援体制等に関すること。

⑷ 前３号に掲げるもののほか，運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。

（組織）

第３条 運営協議会は，委員２７人以内で組織する。

２ 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴ 介護保険のサービス事業者及び保健，医療又は福祉に係る職能団体の関係者

⑵ 介護保険の被保険者，介護保険の利用者

⑶ 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業等を担う関係者

⑷ 前３号に掲げる者のほか，センターの公正・中立性を確保する観点から必要と認められるもの

（会長及び副会長）
第４条 運営協議会に会長及び副会長を置く。
２ 会長は，委員の互選により定める。
３ 会長は，会務を総理し，運営協議会を代表する。
４ 副会長は，委員長が指名する。
５ 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）
第５条 運営協議会の会議は，市長の要請により会長が招集し，その議長となる。
２ 会長が必要と認めるときは，運営協議会に委員以外の者の出席を求め，その意見又は説明を聞くことができる。
３ 会議において，第２条第１号に規定するセンターの設置等に関する事項の審議を行う際に，委員が当該センターの設置者（設置希望者を含む。）である法人又は団体の役員又は構成員である場合は，その委員を当該事項の審議に係る会議から除くものとする。

（委員の任期）
第６条 運営協議会の委員の任期は１年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
２ 委員は，再任されることができる。

（庶務）
第７条 運営協議会の庶務は，健康福祉部高齢介護課において処理する。

（その他）
第８条 この要綱に定めるもののほか，運営協議会の運営に関し必要な事項は，会長が運営協議会に諮って定める。

附 則
（施行期日）
第１条 この要綱は，平成１７年１２月２日から施行する。
（経過措置）
第２条 第６条第１項の規定にかかわらず，本要綱施行後の最初の任期は，平成１７年１２月２日から平成１８年３月３１日までとする。
附 則
この要綱は，平成１９年４月１日から施行する。

新潟市地域包括支援センター運営協議会　委員名簿

平成２０年度		
構成区分	氏　名 （敬称略）	所　　属
学識経験者	石原　美由紀	新潟医療福祉大学健康科学部　准教授
	加藤　智章	新潟大学法学部長　教授
	齋藤　忠雄	新潟大学経済学部　教授
保健医療関係者	神成　康一	新潟市歯科医師会 理事
	木滑　孝一	新潟市医師会 副会長
	樋熊　紀雄	新潟県介護老人保健施設協会　理事 女池南風苑　施設長
	細道　奈穂子	新潟市訪問看護事業者連絡協議会 訪問看護ステーションにいがた　所長
	堀田　利雄	新潟市医療介護施設連絡協議会 介護老人保健施設みそのぴあ 施設長
福祉関係者	岩橋　康夫	新潟市訪問介護事業者連絡協議会副会長 ㈱エヌ介護サービス　代表取締役社長
	土田　孝子	新潟市介護相談員
	仁多見　浩	新潟市社会福祉協議会常務理事　事務局長
	藤本 綾子	新潟市居宅介護支援事業者連絡協議会副会長 在宅介護支援センター東新潟病院　管理者
	松島 欣子	新潟市民生委員児童委員協議会連合会 高齢者福祉部会 部会長
	渡邊　英昭	新潟市老人福祉施設連絡協議会
被保険者代　表	上村　和雄	公募委員
	高橋　フミエ	〃
	本間　友能	日本労働組合総連合会 新潟県連合会新潟地域協議会 副議長
	簗取　多喜子	公募委員
	山田　豊	〃
	吉田　淳子	新潟市老人クラブ連合会 副会長

計２０名　（構成区分別
氏名五十音順）

資　料　１－１
平成２０年度　第１回
新潟市地域包括支援センター運営協議会
平成２０年１０月２１日開催

地域包括支援センターについて

１．地域包括支援センターについて

（１）地域のつながりの必要性

○　地域で暮らす高齢者の中には介護サービスが必要な方だけでなく、身体的・精神的に障がいを抱えている方、入退院を繰り返すような医療ニーズが高い方、高齢者虐待等の家庭内に問題を抱えている方など、様々な生活環境の中で暮らしていることから、高齢者の地域での継続的な生活を支えていくには、介護保険制度などの公的なサービスだけでは難しい状況となっています。

○　そのような複雑な生活環境下では多くの場合、保健師やケアマネジャー、民生委員、かかりつけ医などの保健・医療・福祉の専門職が関わっているケースが多いですが、それらの問題を解決するためには、高齢者の自助努力や家族の助け合い、公的・非公的なサービスの活用、地域での支え合いなど、地域福祉の多様なつながりが必要となります。

○　よって、それらの関わり合いがスムーズになされるためにも専門機関の相互の連携、ボランティア等も含めた地域の様々な社会資源のネットワーク化、またはそのようなコーディネート機能を有した組織が必要とされていました。

（２）地域包括支援センターの設置

○　平成１８年度の制度見直しでは地域ケアをより推進していくこととされ、このような地域における包括的ケアを有効に機能させるため、平成１８年４月に地域包括支援センターの設置が行われました。

■図１　地域包括支援センターのイメージ

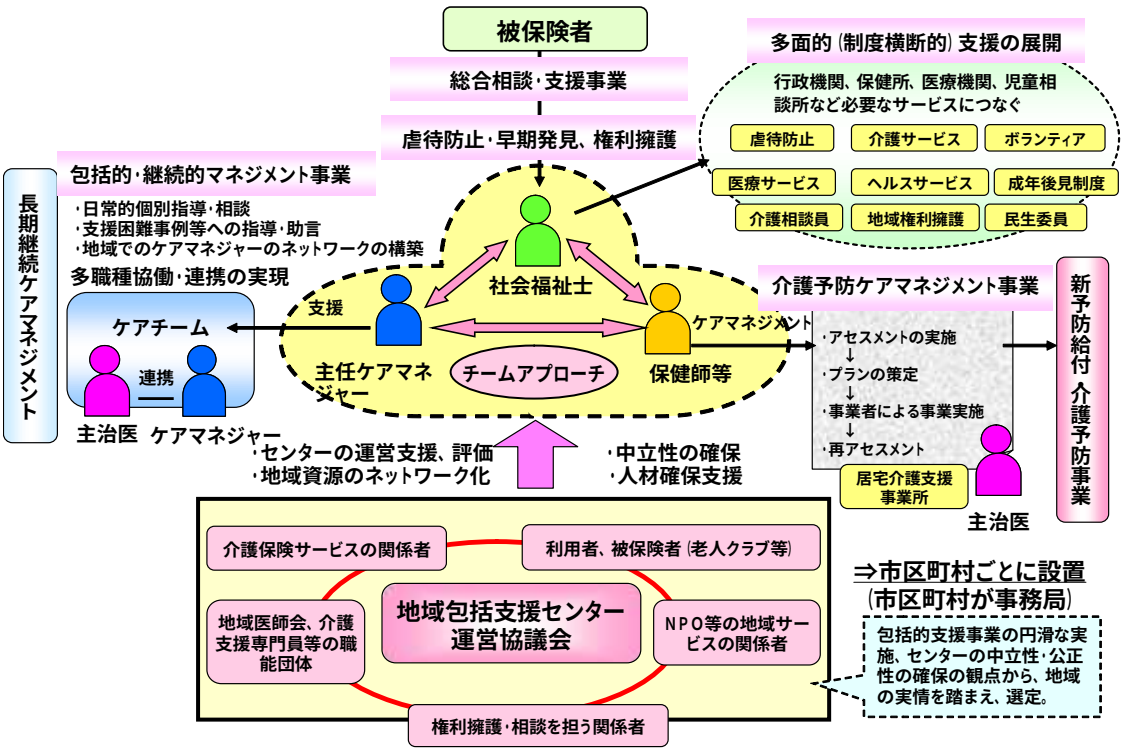

○　地域包括支援センターは前ページの図のように、社会福祉士や主任介護支援専門員、保健師等が配置され、専門的な知識を持った職種がお互いの技能を活かし合う多職種協同の体制が整えられています。また、地域の社会資源のネットワークを構築し、多様なニーズへの対応も進められています。

■　新潟市の地域包括支援センターについて

○　本市の地域包括支援センターは、日常生活圏域ごとに１箇所ずつ、計２６箇所設置しています。

○　地域包括支援センターは市町村が設置することとされていますが、事業委託も可能とされており、本市の２６の地域包括支援センターは、全て民間法人への委託により運営がなされています。

【委託先法人】

・社会福祉法人（社協は除く）	：	１４法人
・社会福祉協議会	：	２法人
・医療法人	：	６法人
・株式会社	：	２法人
・社団法人	：	１法人
・生活協同組合	：	１法人

（３）設置の目的

○　地域包括支援センターは、地域での包括ケアを実現していくため、次の３つの事項を主な視点として「地域包括支援体制」を確立していくことが求められています。

【地域包括支援体制を実現する主な視点】

①総合性　…　高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な支援サービスにつなぐこと

②包括性　…　介護保険サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動等の多様な社会資源に結びつけること

③継続性　…　高齢者の心身の状態の変化に応じ、生活の質が低下しないよう適切なサービスを継続的に提供すること

○　それらを実現するため、地域包括支援センターは地域住民の心身の健康の保持や生活の安定のために必要な援助を行い、保健や医療、福祉の増進を包括的に支援していくことを目的として設置されており、地域ケアの中核的な機関として位置づけられています。

（4）業務内容

○　地域包括支援センターは地域包括支援体制の実現に向け、地域支援事業における包括的支援事業を行っていますが、包括的支援事業の概要については次のとおりです。

【地域包括支援センターが行う包括的支援事業の概要】

◆総合相談支援業務

地域の高齢者の実態や必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域の保健・医療・福祉サービス等の利用につなげる支援を行う業務。

⇒ ・　高齢者世帯等へ訪問するなど、地域の高齢者やその家族状況等の実態の把握を行い、介護などの問題を抱えた世帯を必要な支援につなげることができるようにする。

・　高齢者の様々な相談を受け付け、その置かれた状況の適切な状況把握を行うとともに、必要とされる制度やサービス等へつなぐ。

◆権利擁護業務

高齢者が地域において尊厳あるくらしを維持し、安心して生活することができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う業務。

⇒ ・　成年後見制度を説明するとともに、必要に応じて市町村の担当部局につなげるなどの対応を行う。

・　高齢者虐待の事例を把握した場合は、その状況を確認するなど速やかな対応を図る。

・　高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、消費生活センター等と連携し、民生委員やケアマネ等に必要な情報提供等を実施する。

◆包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で継続して生活することができるよう、介護支援専門員や主治医、地域の関係機関等と連携し、高齢者の個々の状態の変化に応じて包括的・効率的に支援していくことが重要であることから、地域における連携・協同体制の構築や、介護支援専門員に対する支援を行う業務。

⇒ ・　在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的ケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する

・　地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、関係機関との連携の下、専門的な見地から困難事例等への具体的な支援方針を検討し、必要に応じて指導や助言等を行う。

◆介護予防マネジメント業務

特定高齢者が要介護状態となることを防止するため、心身の状況やその置かれている環境等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業等の適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行う業務。

⇒　今後、対象者がどのような生活をしたいかなど、具体的な日常生活上の目標を明確にするなど、介護予防ケアプランの作成や予防サービスの提供等に関する管理を行う。

２．地域包括支援センターにおける事業実績について

（1）総合相談支援業務

○　地域包括支援センターは、介護や医療に関することや家庭問題についてなど、地域の高齢者の様々な相談を受け付け、助言や必要とされるサービスへとつなげる、いわばワンストップ的な窓口の役割を果たしているほか、地域の介護支援専門員や医療機関などからの相談も受け付けることで地域機関との連携に資する活動を行っています。

○　現在、地域住民やネットワーク構築に関連した機関からの問い合わせが増加してきていることから、地域包括支援センターの業務が社会に浸透してきているものと考えることができます。

■年間の相談支援業務の累計実績（年度別、対象者別）

（単位：件）

	H18	H19	伸び率
地域住民	50,410	68,352	35.6%
居宅介護支援事業所	17,661	17,966	1.7%
その他関係機関	31,359	45,037	43.6%
全体	99,430	131,355	32.1%

◆グラフ１　相談支援業務における相談件数の推移

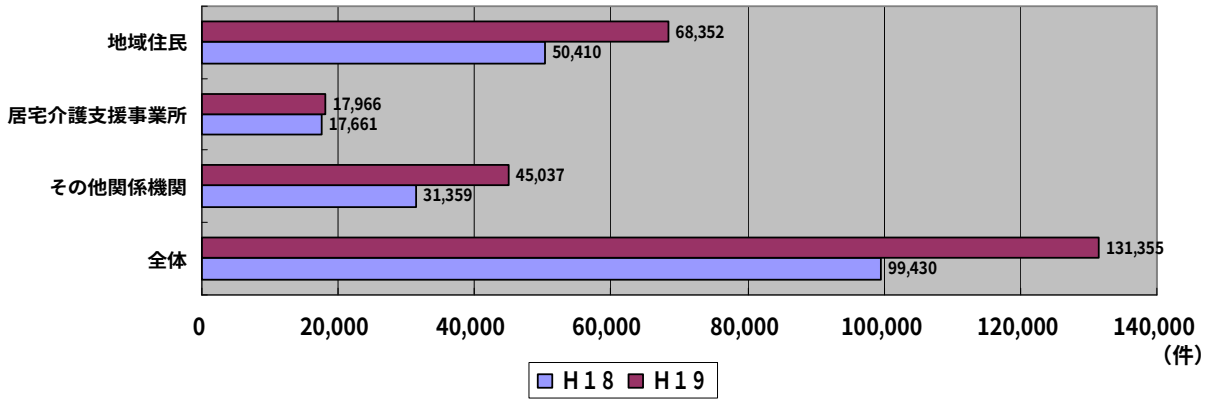

○　地域包括支援センターは日常生活圏域ごとに設置しており、当該センターを活用に際する手段も様々です。

○　次ページの表を見ると基本的には電話による問い合わせが多いですが、特に地域住民の相談事に対しては直接出向き、地域の高齢者との関わり合いを深める活動が行われています。

■年間の相談支援業務の累計実績（年度別、手段別）

（単位：件）

	H18				H19			
	全体件数	全体に占める割合	（再掲）地域住民の相談件数	全体に占める割合	全体件数	全体に占める割合	（再掲）地域住民の相談件数	全体に占める割合
電　話	54,837	55.2%	20,832	41.3%	76,811	58.5%	30,025	43.9%
来　所	6,984	7.0%	1,475	2.9%	7,191	5.5%	1,849	2.7%
訪　問	34,512	34.7%	27,403	54.4%	42,714	32.5%	35,615	52.1%
その他	3,097	3.1%	700	1.4%	4,639	3.5%	863	1.3%
全　体	99,430	-	50,410	-	131,355	-	68,352	-

◆グラフ２　相談手段の割合比較

【全体の相談手段割合】

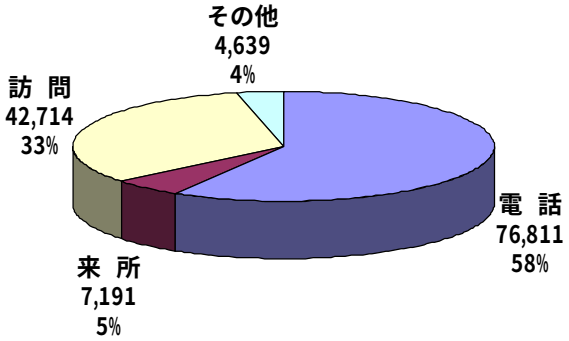

【左記全体のうち地域住民の相談手段割合】

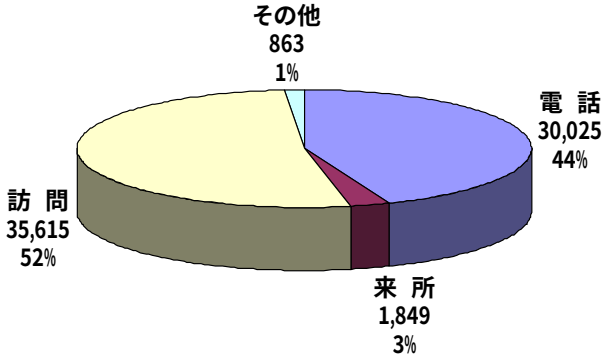

（２）権利擁護業務

○　成年後見制度に関する内容や高齢者虐待等、地域の高齢者の尊厳に関わる問い合わせや、最近多く発生している高齢者を中心とした消費者被害に関する相談を受け付けています。

○　相談件数については全体的な伸びが見て取れます。

特に高齢者虐待に関する問い合わせが増加していることからも、高齢者虐待防止マニュアルの整備や関係機関との連携強化などにより、地域包括支援センターの役割の周知がなされ、虐待防止に積極的に関わるケースが多くなってきているものと考えられます。

■高齢者の権利擁護に関する相談実績（年度別、相談内容別）

（単位：件）

	H18	H19	伸び率
虐　待	468	778	66.2%
成年後見	184	309	67.9%
消費者被害	54	65	20.4%
その他	17	51	200.0%

◆グラフ３　権利擁護の内容別相談件数の推移

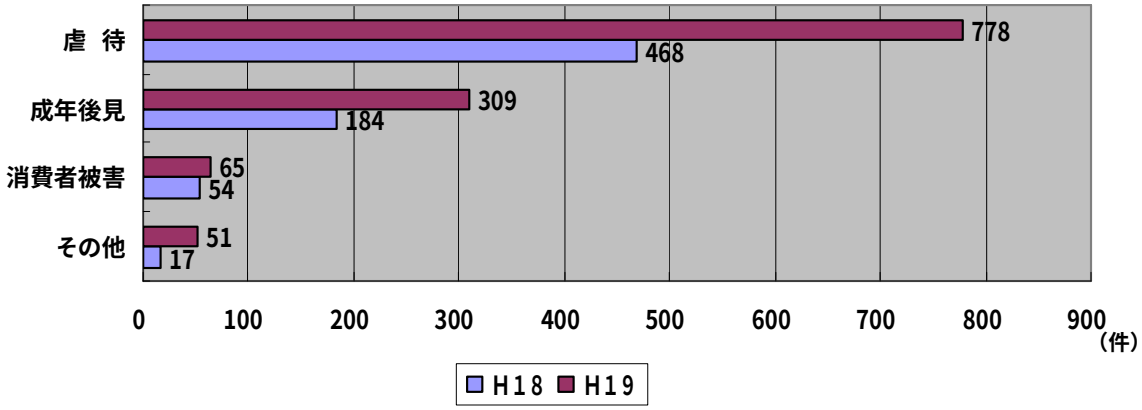

（３）包括的・継続的ケアマネジメント業務

○　地域包括支援センターは、地域の様々な社会資源との関係を構築することで高齢者の多様な相談ニーズへ対応していますが、より広く、より深いネットワーク構築を進めるため、関係機関等と情報交換や情報共有を継続的に行っています。

■関係機関等との情報交換・情報共有活動実績（年度別、訪問先別）

（単位：回）

	H18	H19	伸び率
市の機関	575	917	59.5%
医療機関	582	430	-26.1%
介護保険関係事業所	1,685	1,457	-13.5%
その他（民生委員協議会等）	1,411	1,443	2.3%
全　　体	4,253	4,247	-0.1%

○　また、地域のより幅広いネットワーク構築を目指し、地域特性やセンターごとの特色を活かしながら次のような様々な取り組みが行われています。

◆地域ケア会議の開催

日常生活圏域ごとに地域ケア会議を開催し、地域の高齢者の現状把握や情報の共有、高齢者支援における課題の把握や解決に向けた検討等を実施。

（実　績）Ｈ１９において全１６１回実施。（※Ｈ１８はデータなし）

◆民生員との連携

日常生活圏域内の民生委員協議会へ参加し、情報の共有や連携強化を実施。

◆介護予防や権利擁護等の啓発活動

地域の茶の間や高齢者健康相談会に参加し、介護予防に関する講和や相談、消費者被害に会わないよう寸劇を開催するなど、意識付けを実施。

また、地域包括支援センターの受託法人等と連携し、地域での交流会を開催しているところもある。

◆ケアマネ勉強会等の実施

区内のいくつかの地域包括支援センターが協同して企画し、独自の勉強会を実施。

（実　績）包括主催の研修会・勉強会等　１５３回（H18）、１９０回（H19）

◆独自の広報活動

独自に広報活動を実施し、各戸に配布したり、医療機関やスーパー等の地域住民の目に触れるところで情報発信を行っている。

○　その他、介護支援専門員が抱える支援が大変困難な事例等に対し、様々な助言や指導を行うことで高齢者を間接的にバックアップをしています。

○　そこでは事例検討会の開催により、問題解決に向けて様々な知恵を出し合うことで業務スキルを向上させたり、経験の浅いケアマネジャーと同行訪問を行うなど、ベテランの主任介護支援専門員がこれまでの経験を活かした活動が行われています。

◆グラフ４　ケアマネが抱える困難事例への支援等の件数の推移

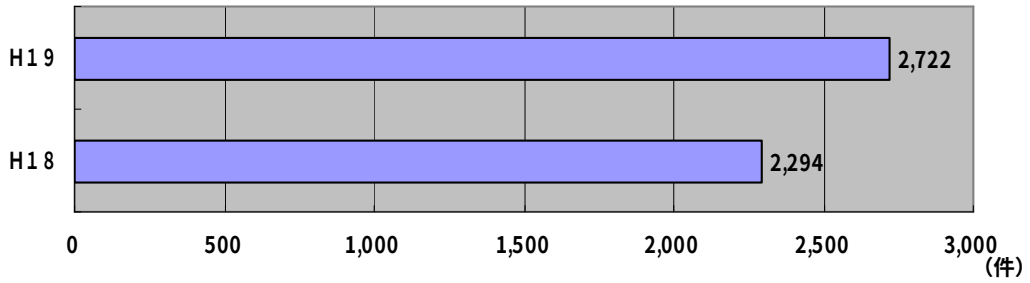

（4）介護予防ケアマネジメント業務

○　介護予防に関するサービス提供等の管理は、地域包括支援センターにとって業務の大きな柱のひとつです。

○　地域包括支援センターでは、要支援と認定された方への予防プランの作成・管理のほか、特定高齢者を把握し、それら特定高齢者を対象とした介護予防事業の提供に向けた予防プランの作成やサービス提供管理を実施しています。

■介護予防プラン作成・委託件数

（単位：件）

	H18	H19	伸び率
全件数	3,444	3,620	5.1%
包括作成件数	2,377	2,606	9.6%
委託件数	1,067	1,014	-5.0%

◆グラフ５　介護予防プラン作成件数・委託件数の推移

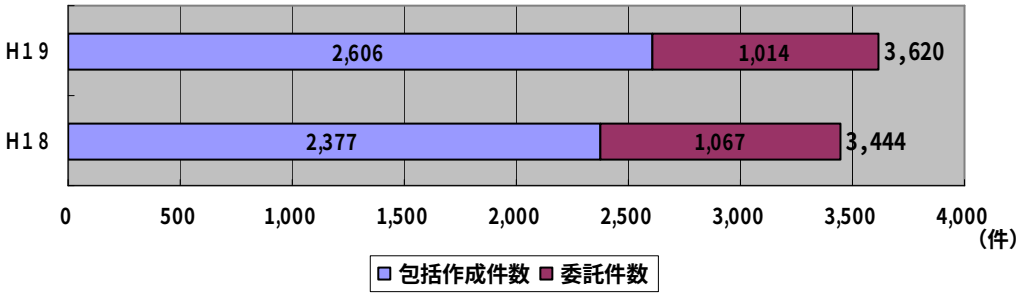

資　料　１－２
平成２０年度　第１回
新潟市地域包括支援センター運営協議会
平成２０年１０月２１日開催

■ 地域包括支援センター別 包括的支援事業の実施状況

	北区						東区						中央区					
	阿賀北		くずつか		上土地亀		山の下		木戸・大形		石山		ふなえ		宮浦東新潟		姥ヶ山	
	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19
【総合相談支援業務】※権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント業務に関する相談等を含む。																		
全体の相談件数	1,323	1,787	1,843	2,965	1,408	1,964	6,726	10,016	7,357	8,357	3,935	2,680	11,177	24,130	5,311	7,502	4,109	4,398
電話	220	365	728	1,439	692	1,132	3,934	6,340	4,443	5,100	2,274	1,394	8,079	17,588	3,380	4,237	1,974	2,182
来所	81	227	105	242	55	100	699	808	801	772	404	348	525	1,038	335	409	266	302
訪問	909	1,148	905	1,277	651	709	1,784	2,162	2,054	2,353	1,165	938	2,228	4,508	1,308	2,060	1,740	1,859
その他	113	47	105	7	10	23	309	706	59	132	92	0	345	996	288	796	129	55
地域住民からの相談件数	973	1,317	1,186	2,078	957	1,160	3,263	4,274	3,034	3,900	2,055	1,539	4,696	9,968	2,432	3,589	2,338	3,007
電話	50	168	333	844	355	531	1,810	2,301	1,360	1,714	942	668	2,694	5,892	1,162	1,635	936	1,236
来所	18	22	64	127	21	23	136	176	165	218	112	136	81	145	50	74	66	125
訪問	882	1,126	755	1,102	579	590	1,304	1,759	1,508	1,964	964	735	1,888	3,831	1,191	1,655	1,309	1,610
その他	23	1	34	5	2	16	13	38	1	4	37	0	33	100	29	225	27	36
居宅介護支援事業所からの相談件数	223	249	248	260	188	254	1,049	1,653	1,519	1,422	552	362	2,219	4,110	973	1,189	723	559
電話	79	103	114	146	146	187	611	1,203	1,219	1,174	376	241	1,854	3,464	813	895	432	353
来所	57	126	24	89	16	38	241	277	223	194	127	99	189	279	74	100	112	102
訪問	12	15	60	24	25	28	191	88	68	29	46	22	98	164	30	107	174	99
その他	75	5	50	1	1	1	6	85	9	25	3	0	78	203	56	87	5	5
その他（関係機関等）からの相談件数	127	221	409	627	263	550	2,414	4,089	2,804	3,035	1,328	779	4,262	10,052	1,906	2,724	1,048	832
電話	91	94	281	449	191	414	1,513	2,836	1,864	2,212	956	485	3,531	8,232	1,405	1,707	606	593
来所	6	79	17	26	18	39	322	355	413	360	165	113	255	614	211	235	88	75
訪問	15	7	90	151	47	91	289	315	478	360	155	181	242	513	87	298	257	150
その他	15	41	21	1	7	6	290	583	49	103	52	0	234	693	203	484	97	14
【権利擁護業務】																		
虐待に関する相談件数	51	71	5	20	10	62	13	36	37	25	5	26	29	59	10	30	11	55
成年後見・権利擁護制度に関する相談件数	12	6	9	15	6	0	20	3	9	13	2	9	24	24	7	10	5	2
消費者被害に関する相談件数	3	1	3	2	0	0	0	0	17	0	0	0	2	6	2	0	2	0
その他の件数	2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	7	0	2
【包括的・継続的ケアマネジメント業務】																		
ネットワーク構築のための訪問回数	146	217	175	116	45	25	123	48	421	168	65	8	290	215	82	131	191	62
市の機関	21	22	31	23	1	1	3	0	15	0	4	0	19	17	2	30	22	11
医療機関	12	17	24	13	3	1	3	0	31	0	37	0	42	24	48	38	74	17
介護保険関連事業所	63	117	76	45	14	1	66	0	131	0	14	0	51	76	16	33	61	11
その他（民協等）	50	61	44	35	27	22	51	48	244	168	10	8	178	98	16	30	34	23
ケアマネ支援件数（困難事例）	133	265	103	115	20	55	80	55	330	252	27	52	365	478	43	152	98	208
ケア会議実施回数	－	13	－	15	－	1	－	3	－	12	－	2	－	17	－	3	－	8
包括主催の研修会回数	11	10	4	24	4	18	5	3	2	0	3	0	4	12	1	3	2	5
包括職員参加の研修会（市主催以外）	－	25	－	23	－	10	－	24	－	12	－	22	－	92	－	13	－	17
その他	－	6	－	9	－	17	－	7	－	0	－	0	－	18	－	5	－	12
【介護予防ケアマネジメント業務】																		
ケアプラン件数	109	123	110	112	65	71	227	223	171	186	144	159	472	519	202	219	205	212
包括作成件数	37	46	64	74	41	45	174	175	104	128	114	122	379	420	160	164	129	147
委託件数	72	77	46	38	24	26	53	48	67	58	30	37	93	99	42	55	76	65

※各数値は年間累計数値。

	江南区						秋葉区						南　区					
	大江山･横越		かめだ		曽野木両川		にいつ日宝町		新　津		こすど		白根北		しろね		あじかた	
	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19
【総合相談支援業務】 ※権利擁護、包括的･継続的ケアマネジメント業務に関する相談等を含む。																		
全体の相談件数	1,824	1,191	2,701	2,608	2,868	4,735	3,176	3,351	4,255	9,127	2,109	2,798	2,212	2,641	1,902	2,282	700	1,784
電話	806	289	1,325	1,271	1,626	2,779	1,773	1,565	2,535	5,970	1,230	1,455	748	940	956	1,102	152	481
来所	121	41	165	86	209	130	197	253	88	173	55	177	247	311	222	135	111	159
訪問	883	857	1,178	1,237	898	1,811	1,186	1,362	1,631	2,918	810	1,126	1,123	1,181	655	978	427	1,112
その他	14	4	33	14	135	15	20	171	1	66	14	40	94	209	69	67	10	32
地域住民からの相談件数	837	950	1,645	1,682	1,658	2,716	1,567	1,890	2,433	4,796	1,157	1,919	1,223	1,217	975	1,368	492	1,339
電話	66	162	589	579	875	1,303	750	782	1,167	2,587	450	767	281	311	354	461	65	227
来所	29	21	39	32	23	38	82	67	45	66	24	92	32	41	53	49	31	54
訪問	728	763	1,008	1,069	760	1,372	729	984	1,221	2,121	682	1,050	866	864	555	853	391	1,047
その他	14	4	9	2	0	3	6	57	0	22	1	10	44	1	13	5	5	11
居宅介護支援事業所からの相談件数	268	99	381	215	329	513	652	366	676	702	387	329	396	281	472	276	87	150
電話	132	59	241	160	229	365	412	203	504	573	339	276	193	152	285	184	19	40
来所	51	8	84	21	63	32	66	81	31	30	17	33	130	71	144	56	61	71
訪問	85	32	54	32	36	114	169	69	140	95	27	13	68	52	40	19	7	38
その他	0	0	2	2	1	2	5	13	1	4	4	7	5	6	3	17	0	1
その他（関係機関等）からの相談件数	719	142	675	711	881	1,506	957	1,095	1,146	3,629	565	550	593	1,143	455	638	121	295
電話	608	68	495	532	522	1,111	611	580	864	2,810	441	412	274	477	317	457	68	214
来所	41	12	42	33	123	60	49	105	12	77	14	52	85	199	25	30	19	34
訪問	70	62	116	136	102	325	288	309	270	702	101	63	189	265	60	106	29	27
その他	0	0	22	10	134	10	9	101	0	40	9	23	45	202	53	45	5	20
【権利擁護業務】																		
虐待に関する相談件数	6	3	18	20	7	12	46	50	14	26	42	76	9	0	33	3	18	44
成年後見･権利擁護制度に関する相談件数	3	5	0	3	1	2	8	8	12	9	8	19	4	1	9	8	7	11
消費者被害に関する相談件数	0	0	0	0	4	0	0	0	8	1	2	10	0	0	0	1	0	6
その他の件数	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0
【包括的･継続的ケアマネジメント業務】																		
ネットワーク構築のための訪問回数	67	82	77	12	64	90	109	105	111	119	31	125	84	36	85	135	616	1,355
市の機関	19	8	10	0	5	7	4	2	7	7	1	1	7	0	2	10	102	509
医療機関	7	2	5	0	4	10	3	1	4	15	5	0	15	0	18	20	36	112
介護保険関連事業所	10	33	46	3	7	19	35	3	31	33	5	56	22	8	24	41	422	585
その他（民協等）	31	39	16	9	48	54	67	99	69	64	20	68	40	28	41	64	56	149
ケアマネ支援件数（困難事例）	7	20	35	14	15	29	76	42	222	211	8	46	37	19	102	51	56	101
ケア会議実施回数	―	1	―	2	―	4	―	2	―	4	―	4	―	2	―	5	―	3
包括主催の研修会回数	4	9	8	10	7	14	7	4	11	5	3	3	3	7	8	5	6	11
包括職員参加の研修会（市主催以外）	―	2	―	7	―	17	―	14	―	25	―	16	―	2	―	8	―	52
その他	―	7	―	24	―	6	―	11	―	28	―	1	―	40	―	3	―	39
【介護予防ケアマネジメント業務】																		
ケアプラン件数	85	80	144	153	66	72	77	99	132	141	97	105	88	81	100	97	37	42
包括作成件数	43	48	110	121	57	65	58	86	119	127	74	85	54	50	53	60	29	32
委託件数	42	32	34	32	9	7	19	13	13	14	23	20	34	31	47	37	8	10

※各数値は年間累計数値。

	西　区								西蒲区								総　計	
	小新･小針		坂井輪		黒　埼		赤　塚		西　川		中之口･潟東		巻		岩室			
	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19
【総合相談支援業務】 ※権利擁護、包括的･継続的ケアマネジメント業務に関する相談等を含む。																		
全体の相談件数	5,116	5,477	9,617	8,604	4,516	4,502	3,318	5,395	1,309	1,006	2,572	3,053	5,160	6,677	2,886	2,325	99,430	131,355
電話	3,284	3,831	5,413	4,999	2,026	2,228	2,299	4,073	518	594	953	1,428	2,448	3,221	1,021	808	54,837	76,811
来所	276	198	644	307	401	345	119	146	88	56	202	215	264	148	304	65	6,984	7,191
訪問	1,423	1,323	3,340	3,156	2,078	1,901	860	1,172	661	356	1,211	1,105	2,094	3,034	1,310	1,071	34,512	42,714
その他	133	125	220	142	11	28	40	4	42	0	206	305	354	274	251	381	3,097	4,639
地域住民からの相談件数	2,353	2,804	5,306	4,738	2,187	2,458	1,609	2,568	646	454	1,410	1,394	2,520	3,591	1,458	1,636	50,410	68,352
電話	1,072	1,521	2,177	1,820	844	854	849	1,497	129	156	363	481	805	1,078	354	450	20,832	30,025
来所	65	63	155	63	53	74	32	31	22	12	32	45	17	32	28	23	1,475	1,849
訪問	1,203	1,209	2,897	2,830	1,288	1,525	718	1,040	486	286	993	834	1,539	2,465	959	931	27,403	35,615
その他	13	11	77	25	2	5	10	0	9	0	22	34	159	16	117	232	700	863
居宅介護支援事業所からの相談件数	1,101	945	1,489	782	885	516	731	1,031	231	211	553	471	873	866	456	155	17,661	17,966
電話	926	810	1,203	696	550	403	631	984	141	151	244	219	580	627	186	72	12,459	13,740
来所	105	72	178	61	144	77	37	26	31	30	118	65	162	72	146	21	2,631	2,131
訪問	47	31	86	19	186	34	55	21	44	30	84	85	114	86	102	27	2,048	1,373
その他	23	32	22	6	5	2	8	0	15	0	107	102	17	81	22	35	523	722
その他（関係機関等）からの相談件数	1,662	1,728	2,822	3,084	1,444	1,528	978	1,796	432	341	609	1,188	1,767	2,220	972	534	31,359	45,037
電話	1,286	1,500	2,033	2,483	632	971	819	1,592	248	287	346	728	1,063	1,516	481	286	21,546	33,046
来所	106	63	311	183	204	194	50	89	35	14	52	105	85	44	130	21	2,878	3,211
訪問	173	83	357	307	604	342	87	111	131	40	134	186	441	483	249	113	5,061	5,726
その他	97	82	121	111	4	21	22	4	18	0	77	169	178	177	112	114	1,874	3,054
【権利擁護業務】																		
虐待に関する相談件数	8	2	15	30	7	11	13	9	6	2	34	50	16	46	5	10	468	778
成年後見･権利擁護制度に関する相談件数	4	3	12	0	2	2	0	3	12	66	4	83	1	2	3	2	184	309
消費者被害に関する相談件数	5	0	1	0	0	2	0	0	3	2	1	33	1	1	0	0	54	65
その他の件数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6	24	0	1	0	0	17	51
【包括的･継続的ケアマネジメント業務】																		
ネットワーク構築のための訪問回数	63	21	116	116	162	25	40	16	63	47	369	374	320	102	338	497	4,253	4,247
市の機関	3	1	2	2	8	1	7	2	15	5	125	143	72	20	68	95	575	917
医療機関	9	1	0	2	13	0	8	2	9	4	89	82	37	4	46	65	582	430
介護保険関連事業所	25	3	35	19	51	4	17	2	17	18	110	45	168	18	168	284	1,685	1,457
その他（民協等）	26	16	79	93	90	20	8	10	22	20	45	104	43	60	56	53	1,411	1,443
ケアマネ支援件数（困難事例）	33	75	71	73	18	18	56	103	22	54	213	110	110	111	14	13	2,294	2,722
ケア会議実施回数	－	2	－	5	－	2	－	5	－	11	－	5	－	12	－	18	－	161
包括主催の研修会回数	4	2	13	5	4	4	3	1	4	4	24	18	5	10	3	3	153	190
包括職員参加の研修会（市主催以外）	－	7	－	9	－	15	－	6	－	10	－	12	－	31	－	6	－	477
その他	－	20	－	22	－	33	－	1	－	1	－	5	－	7	－	13	－	335
【介護予防ケアマネジメント業務】																		
ケアプラン件数	131	143	182	183	82	90	158	143	33	38	68	70	170	167	89	92	3,444	3,620
包括作成件数	102	104	143	139	59	68	82	104	20	13	27	34	95	97	50	52	2,377	2,606
委託件数	29	39	39	44	23	22	76	39	13	25	41	36	75	70	39	40	1,067	1,014

※各数値は年間累計数値。